

川俣町公告 第 5 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び川俣町財務規則（昭和 6 1 年規則第 1 号）第 1 1 2 条の規定並びに川俣町建設工等に係る条件付一般競争入札実施要綱（令和 4 年告示第 4 号）に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

川俣町長 藤原 一二

入札公告（建設工事）

1	契約方法	条件付一般競争入札
2	工事等番号	第 4 4 5 号
3	工事名	旧飯坂小学校改修（1 期）工事
4	業務等の種別	建築一式工事
5	業務等の概要	旧飯坂小学校改修（1 期）工事（旧飯坂小学校体育館） 構造：RC＋一部鉄骨, 床面積=815 m ²
6	設計図書	別紙、設計書等のとおり
7	契約の期間	契約日 ～ 令和 9 年 3 月 2 6 日
8	担当課	川俣町財政課
9	入札参加資格要件	入札時に次の要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札時までに入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
		・ 令和 8 年度 工事等請負有資格業者名簿の建築一式工事に登録されていること。
		・ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
		・ 川俣町において指名停止期間中でないこと。
		・ 町内に本社又は本店を有する者。又は町外に本社又は本店のある町内の支店又は営業所を有する者であって、当該支店また営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者。
		・ 町税の滞納がないこと。
		・ 建築一式工事の特定建設業許可を有していること。
		・ 建設業法が規定する監理技術者を配置できること。
		・ 過去 2 年以内に官公庁が発注した同種工事の実績があること。
		・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中のものではないこと。
10	入札参加申込	
	提出書類	条件付一般競争入札参加資格審査申請書
	提出方法	書類の持参とする。
	提出先	960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地 川俣町役場 財政課 公有財産係 電話：024-566-2111 内線 1202 F A X：024-566-2438 メール：zaisei@town.kawamata.lg.jp

	申込受付期間	本公告日から令和8年8月19日（水）正午まで ※平日の執務時間（8：30～17：15）以外は受付しない。
11	設計図書（設計書、仕様書等）の閲覧	
	閲覧場所	川俣町財政課 窓口
	閲覧期間	本公告日から令和8年8月31日（月）午後5時00分まで ※平日の執務時間（8：30～17：15）以外は応じない。
	設計図書に関する質問	設計図書の内容に質問がある場合は、設計図書等に関する質問書（様式第3号）に必要事項を記入して持参、FAX、メール等の方法で入札参加申込の提出先に送付すること。なお、送付後は確認のため必ず電話連絡をすること。
	設計図書に関する質問への回答	設計図書に関する質問書に対する回答は、質問書が提出された方法で質問者に対して回答する。また、質問内容及び回答内容は質問者が識別できる情報を除き、町公式ホームページにも掲載する。
	質問書受付期限	令和8年8月26日（水）午後5時00分
12	入札参加資格の決定	令和8年8月21日（金）までに電話により通知し、合わせて資格審査結果通知書を発送する。
13	入札参加資格が無いとされた者に対する理由の説明	
	説明の請求方法	入札参加資格がないと認められた者は、参加資格がないことに対する理由説明の請求を書面（任意様式）により行うことができる。
	説明請求の期限	令和8年8月26日（水）午後5時00分まで
	請求に対する回答	令和8年8月28日（金）までに書面で回答する。
14	入札	
	入札の形式	入札書投函方式 （資格審査結果通知書を持参して指定時間までに集合し、会場の指示に従うこと。）
	提出書類	(1) 入札書 (2) 見積内訳書 (3) 委任状（代理人により入札する場合に提出）
	入札の日時	令和8年9月1日（火）午前10時00分
	入札場所	川俣町役場本庁舎 3階 大会議室
	入札の回数	再度入札を含めて2回までとする。
	入札保証金	川俣町財務規則第114条に基づき入札保証金を納付すること。ただし、同規則第115条に規定する減免に該当する場合を除く。
	入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
	その他入札に関すること	川俣町競争入札心得による。
15	契約事項	
	契約の確定	落札後は川俣町財務規則等に基づき契約を締結する。 この契約は、川俣町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会で議決を得たときに本契約として成立するものとし、議決を得ることができない場合には、契約を締結しなかったも

		のとする。この場合において、契約相手方に損害が生じた場合、町は一切の賠償の責に应じないものとする。
	契約保証金	契約を締結しようとする者は、川俣町財務規則第 9 7 条に基づき契約保証金を納付すること。ただし、同規則第 9 8 条に規定する減免に該当する場合を除く。
16	前払金の支払い	有
17	その他	(1) 本件公告に記載する内容のほか、関係する法令及び川俣町の入札・契約関係規程に基づく制度等について熟知のうえ入札に参加すること。
		(2) 工事の一部を下請負に付する場合は、川俣町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守して行うこと。
		(3) 最低制限価格 川俣町最低制限価格制度実施要綱第 3 条に基づき、最低制限価格を設定する。